



公民館・コミュニティセンター サークル活動の手引き



公民館及びコミュニティセンターでのサークル活動とは

公民館・コミュニティセンターは、地域住民のための社会教育施設です。学習活動・文化芸術・スポーツなどの趣味や目的を持った人たちが集まり、仲間と協力しながら継続的、主体的に活動を行います。

また、サークル活動は、団体名、活動の目的・内容・方法、役割分担・予算・会費などを会員同士で決定して活動を進め、お互いに学びあい、その成果を活かすことを目的としています。

新しいことを始めたい方、趣味を見つけたい方、仲間づくりをしたい方、公民館・コミュニティセンターで楽しく活動しましょう。

サークルの新規登録手続きについて

初めて公民館・コミュニティセンターを利用する場合は、各公民館・コミュニティセンターの窓口でサークルの新規登録の手続きを行っていただきます。（新規登録に必要な書類は、事前に登録要件等を確認するため、窓口にて配布いたします。）

また、公民館・コミュニティセンターの利用に当たっては、以下の点に気を付けてください。

- ① 営利を目的としたカルチャーセンターや塾又はこれに準ずる活動を行わないこと。
- ② 公民館・コミュニティセンターで実施するまつり等には積極的に参加すること。
- ③ 特定の政党又は特定の公職選挙候補者の利害に関する行為を行わないこと。
- ④ 特定の宗教・教派・宗派・教団などの利害に関する行為を行わないこと。
- ⑤ その他公序良俗に反する行為、施設の管理運営上支障がある行為を行わないこと。

会費について

会費の金額・用途などの詳細は、会員が把握できるようにしましょう。

指導者（講師）について

サークルの活動は、会員同士の交流と学習が中心です。指導者（講師）を招く場合も、講師が主体となるのではなく、サークルの会員が主体となった活動内容としましょう。

減額団体となるサークルの要件等について

サークル活動に必要な事項を会則に定め、公民館・コミュニティセンターを継続的に利用し、教育・文化・社会福祉等の増進に役立てる活動をしている団体は、使用料の減額団体として登録申請をすることができます。

また、減額団体となるためには、次の要件を満たし、おおむね3か月以上で6回以上活動していると認められた場合となります。

- ① 継続的に活動する会員が5名以上(講師を除く。)いること。
- ② 会員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- ③ 代表者は成人とし、講師又は指導者を兼ねないこと。

※ 減額団体登録に必要な書類は、事前に登録要件等を確認するため、各公民館・コミュニティセンターの窓口で配布いたします。

A promotional graphic with a light blue background. The top and bottom borders are decorated with various icons representing hobbies and sports: paint palette, laptop, ping pong paddle, volleyball, sneakers, trumpet, tennis racket, soccer ball, book, funnel, baseball glove, camera, violin, and flute. In the center, the text reads: **市内サークルなどの
会員募集・催し物 情報を
市ホームページに掲載！** To the right, it says: 掲載希望の方は
市ホームページ
又は
シティプロモーション課
(☎048-424-9600)へ Below this is a QR code and the text: ▲詳しくはこちら

新座市ホームページで、市内サークル団体などの会員募集や催し物の情報を随時掲載しています。

会員を増やしたい、サークルの発表会や展示会を広くお知らせしたい、その際はぜひご活用ください！

申込方法:掲載を希望する月の前月の 20 日までに、申請書をシティプロモーション課窓口に提出していただくか、同課ファックス又は市ホームページのメールフォームから送ってください。

問合せ:シティプロモーション課 (☎048-424-9600、fax048-479-2226)